

第4章 暮らしづくり【都市基盤】



これまでの取り組み

町民の日常生活を支える生活道路網の整備や上水道の供給，農業集落排水事業等の下水道事業や河川整備などにより安全性や利便性，快適性の向上に取り組んでいます。

今後の課題

我が国全体の課題である人口減少・超高齢化が進行するなかで，本町においてもコンパクトなまちづくりや公共交通によるネットワーク化など，中長期的な視点のもとで持続可能な都市機能を構築していく必要があります。

本計画での新たな取り組み

重点政策① [独自の地域資源を活かした，地域経済が安定して潤うまちづくり] として，**新たな産業用地開発の推進**に取り組みます。

重点政策② [移住定住・結婚・子育てがしやすく，安心して暮らせるまちづくり] として，**多様な住宅の供給，I・Uターン希望者への住宅等に関する情報提供**に取り組みます。

まちづくり戦略③ [災害に強く，子どもからお年寄りまで健康で安全に暮らせるまちづくり] として，**コンパクトシティの推進，空家等対策の推進，公共交通網の再編検討**に取り組みます。

1. 土地利用

現況と課題

本町は、茨城県の南西部に位置し、利根川を挟んで千葉県野田市と隣接する県境の町であり、町域は全体的に平坦地で優良な水田地帯が南北に広がっています。

これまで都市基盤整備の遅れなどから、都市化の進行が緩やかであったため、町全体のうち宅地が19.7%、農地（田・畑）が51.6%と豊かな田園環境・景観として多くの自然が残っています。

圏央道の県内区間が全線開通するなど、広域的な交通体系の整備が進展し土地利用の利便性が著しく向上するなか、圏央道沿線地域では産業系拠点を開発する動きが活発化しています。本町においても境古河 IC 周辺などの立地特性を生かした新たな産業拠点を形成し、企業誘致を推進する必要があります。

近年では、大規模商業施設撤退跡地に天然温泉施設や大型ディスカウント店舗が立地するなど、市街地に活気と賑わいが戻りつつあります。また、陽光台地区は良好な住宅地の形成が進んでおり、今後も未利用地の宅地化が期待されています。

市街化調整区域では、区域指定集落地内に戸建ての住宅のほか大企業の社員寮や一般集合住宅などが建築され、新たな住環境が形成されつつあります。一方、農村集落においては、身近な生活道路の整備や農業集落排水事業を進め、生活環境の向上に努めてきましたが、農業従事者の減少や遊休農地の増加による農地や山林などの荒廃が進行しつつあり、太陽光発電施設などへの転換が著しいため、今後は、景観や環境にも配慮した土地利用を図っていく必要があります。

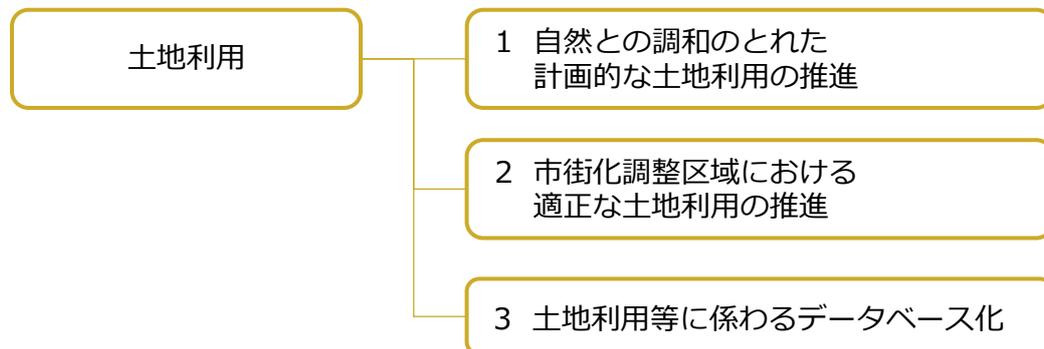
基本目標

用途地域や地区計画などの制度を活用して、町民のだれもが安心して安全に暮らすことのできる、自然と調和した、魅力と活力のある計画的な土地利用を推進します。

市街化区域においては、良好な住環境の整備、活力ある商業地区の形成、周辺環境と調和した工業地区の土地利用を図ります。また、市街化調整区域においては、地域性や社会情勢等を勘案し、地権者との合意形成、環境との調和に配慮した土地利用を検討します。

さらには、圏央道開通効果を活かした産業用地を創出することで、企業誘致を推進し雇用創出や税収増を図っていきます。

施策の体系



施策の方向

自然との調和のとれた計画的な土地利用の推進

- ・豊かな生活・生産を支える快適な土地利用としてゾーンを区分し複合的な土地利用を進めます。
 - ・都市の骨格となる骨格軸の形成を進めます。
 - ・様々な交流を支える拠点の形成を進めます。
 - ・境古河 IC 周辺地区土地区画整理事業を推進し、物流系をはじめ様々な企業の誘致に努めます。
 - ・利根川をはじめとする河川の環境の維持・保全を図ります。
- <主な取り組み>
- ・各土地利用ゾーンの推進
 - ・骨格軸の形成
 - ・交流拠点の形成
 - ・圏央道境古河 IC 周辺地区土地区画整理事業の推進
 - ・多様な居住機能の導入
 - ・清掃美化運動の推進

市街化調整区域における適正な土地利用の推進

- ・境古河 IC 周辺や主要国道沿線など、計画的な土地利用を図る必要がある地域については、農林漁業との健全な調和を図りつつ、市街化区域への編入や地区計画制度の活用等を検討します。
- <主な取り組み>
- ・計画的な市街化の検討
 - ・新たな産業用地開発の推進
 - ・地区計画の導入

土地利用等に係わるデータベース化

- ・地理情報のデータベース化を図ります。
 - ・地番台帳や区分図のデータベース化を進め、農用地の管理・運営の円滑化を図ります。
- <主な取り組み>
- ・地理情報のデータベース化の推進

2. 都市計画

現況と課題

本町は、昭和45年11月に町域全体が都市計画区域として指定されるとともに、市街化区域と市街化調整区域に区分（線引き）し、市街化区域となる約315haは計画的な土地利用を図ることとして用途地域が指定されています。圏央道境古河ICが開通したことにより立地特性を生かした土地利用を図るため、平成30年2月には24.9haが新たに市街化区域に編入されています。また、平成21年12月に区域指定制度（都市計画法第34条第11号）を導入したことにより、市街化区域に隣接する一部の区域では自己用住宅等の許可基準が緩和され、宅地化が進んでいます。その反面、市街化区域からの移住が増え、市街化区域の空洞化が懸念されます。

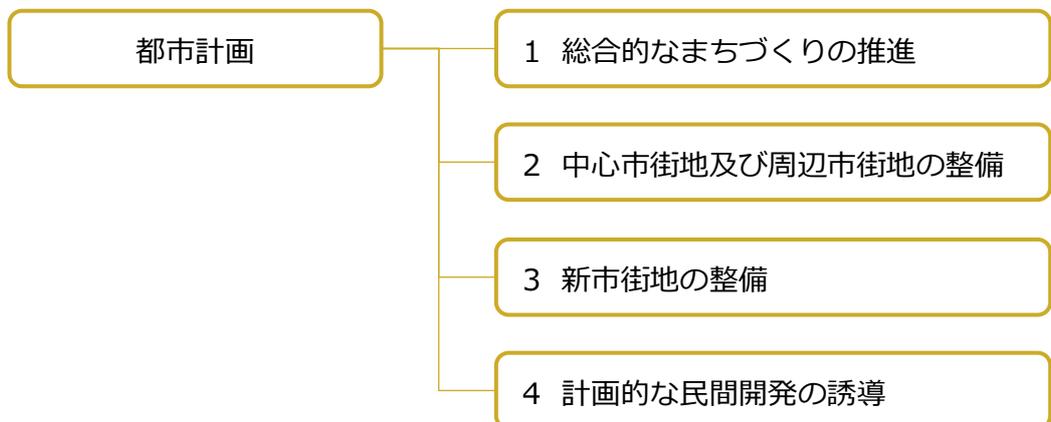
本町の中心市街地では、都市基盤施設整備の遅れや未利用地の残存、商店街における駐車場の不足、安心して買い物ができる歩行空間の不足などが課題となっており、こうした状況に対応するため、都市計画道路の整備や町営駐車場の設置・改善が求められています。また、核家族化や店舗の後継者不在などの影響で、住宅密集地や商店街における空家等が急増しており、商店街の活気や賑わい創出のためにも、空家等の対策が急務となっています。

市街地では、平成20年3月に陽光台土地区画整理事業が竣工し良好な住環境を整備したところですが、住宅未利用地も多く残っており、積極的な居住誘導を図る必要があります。

基本目標

都市計画マスタープラン及び立地適正化計画に基づき、将来像の実現に向けた持続可能な集約型都市構造への再構築を進め、魅力と活力ある都市づくりを進めます。

施策の体系



施策の方向

総合的なまちづくりの推進

- ・都市計画マスタープランに基づき、総合的・計画的なまちづくりを進めます。
- ・立地適正化計画に基づき、居住機能や都市機能の誘導を図ります。
- ・適正な土地利用を図るため、必要に応じて市街化区域及び用途地域並びに区域指定を見直します。

<主な取り組み>

- ・都市計画マスタープランの改定
- ・立地適正化計画の策定
- ・市街化区域及び用途地域並びに区域指定の見直し



(市街化区域や用途地域の見直し)

中心市街地及び周辺市街地の整備

- ・中心市街地における駐車場や歩行空間の不足も含めて、魅力につながる環境整備を進めます。
- ・一定の人口密度に支えられた生活サービス機能を維持するため、コンパクトシティの推進に努めます
- ・町内の空家物件を調査整理し、今後の利活用と対策をまとめ、情報発信等により空家減少に努めます。
- ・都市計画法第34条11号に規定される区域については、土地需要等の適切な規制をしながらも、都市基盤や商業集積を活かせる地域への誘導と共に、既存集落の維持保全を図っていきます。

<主な取り組み>

- ・中心市街地の活性化のための検討
- ・コンパクトシティの推進
- ・空家等対策の推進
- ・適切な規制・誘導の検討



(空家等対策の推進) (中心市街地の活性化の検討)

新たな産業用地の整備

- ・圏央道境古河インターチェンジ周辺に、近隣の既存集落や自然環境との調和した産業用地の整備を進めます。

<主な取り組み>

- ・土地区画整理事業による産業用地の整備
- ・産業系土地利用促進のため地区計画を設定

計画的な民間開発の誘導

- ・境古河IC周辺を指定路線区域とすることで、な
流通業務施設の誘導を図ります。

<主な取り組み>

- ・検討指定路線区域の指定

3. 景観

現況と課題

良好な景観は、本町の魅力を高め、地域への愛着や親しみを与えるばかりではなく、快適な住環境づくりを進めていくうえでも重要な役割を担っており、本町の水と緑、田園や集落などは豊かな自然・田園景観を形成する基礎として保全していく必要があります。

平成17年6月に景観法が施行され、国を中心とした「美しい国づくり政策大綱」の中でも、地域事情に配慮した景観の創造が強く求められていることから、本町の自然環境や田園環境を守り生かしながら、人や自然が共生できる自然・田園景観の形成に努めていく必要があります。

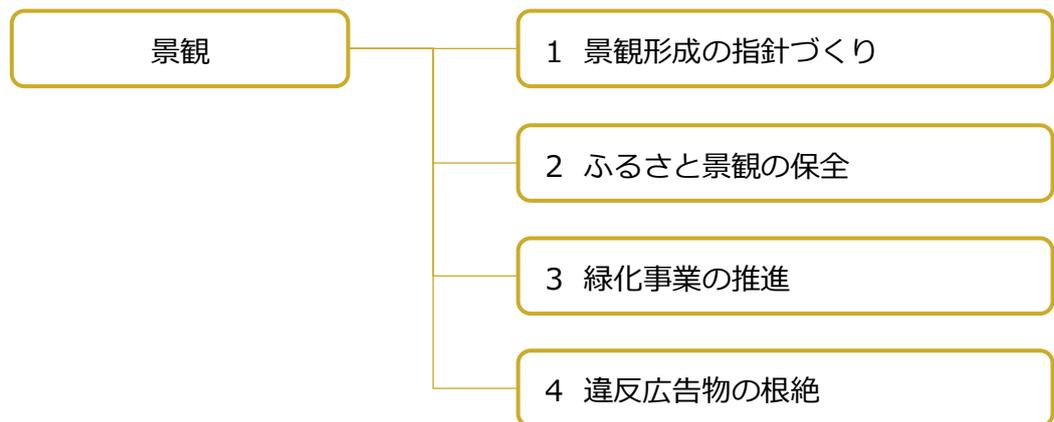
また、道路沿いに掲出された屋外広告物が道路交通の安全を妨げたり、落下や倒壊により公衆に危害を加えることも想定されることから、屋外広告物に関して規制を行う必要があります。

景観づくりには、町民の理解と協力が大切であることから、景観に関する意識の向上を図っていくとともに、より良い景観づくりに向けた取り組みを今後も町民・行政・事業者が連携して進めていく必要があります。

基本目標

景観に関する意識の向上を図り、本町の豊かな自然・田園環境を生かし、本町らしい魅力あふれる景観づくりを進めます。

施策の体系



施策の方向

景観形成の指針づくり

- ・豊かな水や緑を生かした田園景観の形成等を総合的に進めます。

<主な取り組み>

- ・景観形成の指針となる景観計画策定の検討

ふるさと景観の保全

- ・本町の代表である利根川の自然景観の保全と河岸の歴史的な背景を生かした、ふるさと景観の形成を検討します。
- ・河川及び周辺の水田や集落地を含めた景観の保全を図ります。

<主な取り組み>

- ・自然景観の保全
- ・ふるさと景観形成の検討

緑化事業の推進

- ・うるおいとやすらぎのある景観形成や環境的な視点から、公共施設・民有地・道路などの緑化の推進に努めます。
- ・さくら祭り等のイベントとの連携を図りながら、桜つつみを延伸するなど「さくらネットワーク」を充実させたまちづくりを推進します。

<主な取り組み>

- ・花いっぱい運動の推進
- ・さくらネットワークの推進

違反広告物の根絶

- ・まちの風紀を乱す恐れのある違反広告物を取り除くことで、違反広告物の根絶に努め、町民と協働で非行や犯罪などを防止するとともに、まちの景観の保全に努めます。
- ・違反広告物の除却又は移設を指導し、屋外広告物に関して必要な規制を行います。

<主な取り組み>

- ・ボランティア団体による違反広告物の除去運動
- ・屋外広告物の規制・指導

1. 幹線道路

現況と課題

本町の骨格的な幹線道路網は、国道2路線と県道7路線によって構成されており、平成27年3月に圏央道境古河ICが開通、平成29年2月に圏央道茨城県区間が全線開通し、利便性は大きく向上しました。しかし、圏央道茨城県区間は暫定2車線での供用となっており、朝夕や休日などに渋滞が発生していることから、早期に4車線化する必要があります。

圏央道への接続道として国道354号バイパスが一部供用開始していますが、圏央道の交通量も年々増加していることから、早期開通に向けた整備促進をする必要があります。

幹線道路においては、通学路にもかかわらず歩道が未整備の区間もあることから、早急な対応を図っていく必要があります。

都市計画道路については、市街地を中心に11路線、延長32,640mが都市計画決定されており、圏央道の開通と国道及び県道バイパスが整備されたことにより、その整備率は約56%となっています。なお、都市計画決定から事業の見通しが立たない路線については、今後見直しを行っていく必要があります。

基本目標

圏央道4車線化や国道・県道の整備を促進するとともに、地域間や拠点間を結ぶ道路網の整備を進め、広域交通ネットワークの強化を図ります。

施策の体系



施策の方向

国道・県道の整備促進

- ・ 国道 354 号岩井境バイパス・古河境バイパスの早期開通を促進します。
- ・ 県道の歩道整備並びにバイパス開通を促進します。

<主な取り組み>

- ・ 国，県等への要望活動の実施

圏央道の複車線化

- ・ 圏央道茨城県内区間 4 車線工事の早期完成を促進します。

<主な取り組み>

- ・ 国，県等への要望活動の実施



(圏央道境古河 IC)

スマート IC の設置

- ・ 河川防災ステーションアクセス道路として圏央道への接続について、関係機関との協議を進めます。

<主な取り組み>

- ・ 圏央道へのアクセスの検討
- ・ 国，県等への要望活動の実施

都市計画道路の整備検討

- ・ 地域間や拠点間を結ぶ都市計画道路等の幹線道路の整備を進めます。
- ・ 広域的な交通体系を踏まえ，都市計画道路網の見直しを進めます。

<主な取り組み>

- ・ 都市計画道路の整備促進
- ・ 都市計画道路網の再検討

2. 生活道路

現況と課題

本町の道路総延長は約 657km であり、平成 30 年度末現在で舗装率 63%、改良率 39%となっています。

町民の身近な生活道路については、毎年各行政区からの拡幅や改良の要望を踏まえ、計画的に整備を進めていますが、近年の厳しい財政状況においては、緊急性や重要性を考慮しながら整備を進めていく必要があります。

町民の暮らしにおける道路の持つ役割を踏まえながら、主要な生活道路網整備計画を策定し、町民が安心して利用できる生活道路として整備を進めていく必要があります。

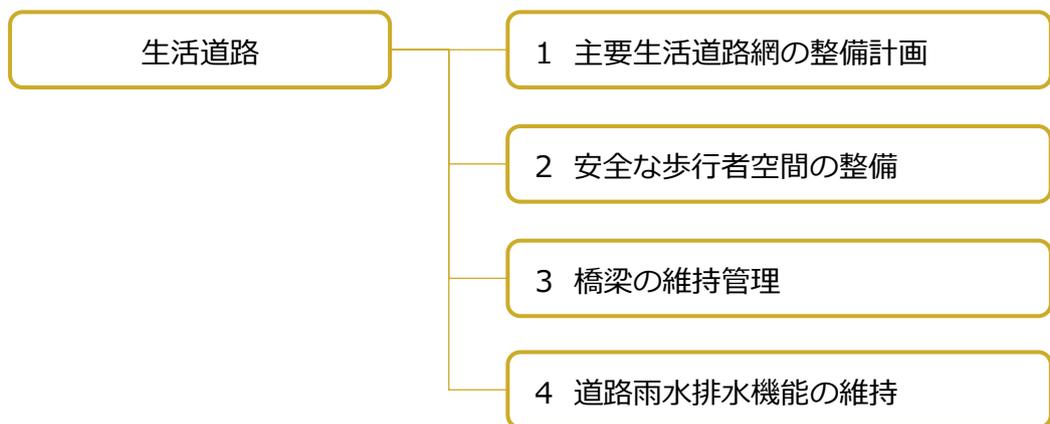
町内にある橋梁の安全性を確保するため、定期的な点検を行うとともに、状況に応じた補修などを実施していく必要があります。

生活道路の側溝には土砂が堆積している箇所もありますが、行政だけで対応することは困難であることから、土砂払いを町民と協働で実施していく必要があります。

基本目標

利用するだれもが安心して安全に通行のできる生活道路とするため、必要な整備を進めるとともに適切な維持管理を実施していきます。

施策の体系



施策の方向

主要生活道路網の整備計画

- ・ 主要な施設や拠点などを安全かつ快適にネットワーク化する道路網の整備を進めます。
- ・ 緊急性や重要性などを踏まえた道路整備を進めます。

<主な取り組み>

- ・ 生活道路整備計画の策定
- ・ 主要な生活道路の整備



(生活圏道路の整備)

安全な歩行者空間の整備

- ・ 小中学生の通学路を優先に、交通危険箇所の改良などの整備を進めます。
- ・ 指定通学路などを優先に、歩道や交通安全施設などの整備を進めます。

<主な取り組み>

- ・ 危険箇所の改良
- ・ 通学路への歩道の設置

橋梁の維持管理

- ・ 計画的な橋梁の安全性の確保のため、町内に点在する橋梁の長寿命化修繕計画を策定するとともに、状況に応じた補修などを計画的に実施し、交通需要に対応できるように橋梁の適正な維持管理を行います。

<主な取り組み>

- ・ 長寿命化修繕計画の策定
- ・ 橋梁の適正な維持管理

道路雨水排水機能の維持

- ・ 定期的な側溝清掃を町民と協働で実施し、道路の雨水排水機能の維持に努めます。

<主な取り組み>

- ・ 各行政区による側溝清掃の励行

3. 公共交通

現況と課題

本町では、公共交通機関が古河駅、東武動物公園駅、川間駅方面等に運行されている路線バスのみ状況であるうえ、その路線も少子高齢化の進展に伴い利用者数が減少し、特に古河駅行きの路線については運行会社に補助金を交付しながら運行するという厳しい状況におかれています。公共交通機関、特に路線バスは、本町の通勤・通学者や高齢者、障がい者にとって必要な生活インフラの一部であり、その維持のために必要な措置が求められています。また、本町が取り組んでいる移住・定住施策や観光政策を更に積極的に推し進めていくためには、現状の公共交通網を維持したうえで、新たなモビリティ（移動性等）を考慮した整備が必要となっています。

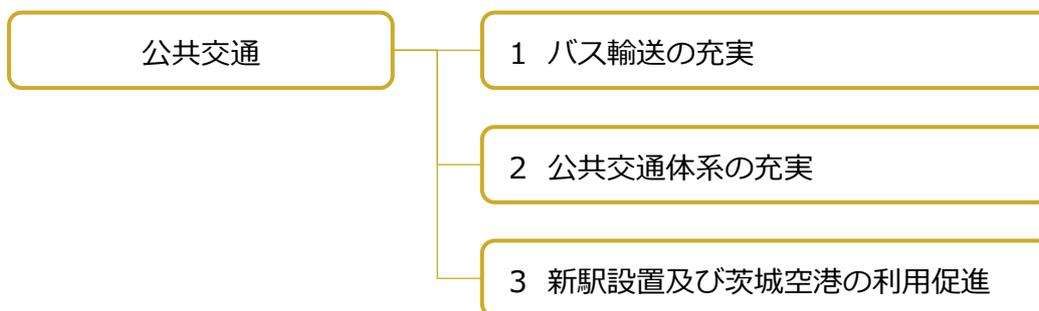
こうした公共交通網の再編にあたっては、圏央道の茨城区間全線開通及び周辺道路の整備、境古河 IC 周辺開発の進展、更には成田空港へ運行を開始した高速バス等、本町を取り巻く交通網の大きな変化を十分に反映させる必要があります。また、道の駅さかいなどの地域活性化のための拠点をつなぐため、更には、交通空白地域の解消のため、必要に応じてきめ細かな公共交通網を整備していく必要があります。

併せて、本町を含む県西地域の更なる発展と地域住民の利便性向上に向け、東北新幹線の新駅及び東北本線の南古河駅設置実現、更には茨城空港の利活用促進のために、関係機関との協議・連携を図っていく必要があります。

基本目標

多方面から手法や財源を検討し、地域住民と協議をしながら、生活インフラとしての側面と、本町発展の起爆剤としての側面という両面から公共交通網を再編・確立し、便利で安心な公共交通サービスを提供します。

施策の体系



施策の方向

バス輸送の充実

- ・路線バスの充実・利便性を図るため、運行会社に補助等を行い、利用促進に努めます。

<主な取り組み>

- ・補助金の交付
- ・国・県補助の活用
- ・業務改善に向けた取り組み

公共交通体系の充実

- ・道路網の変化や境古河 IC 周辺地区の開発など、圏央道開通に伴う本町をとりまく環境の変化に対応するため、また、移住・定住や観光施策の推進に資するため、公共交通網の再編について検討します。
- ・公共交通網の再編にあたり、多様な住民ニーズ、新たな公共交通の手段について検討を行う組織として、「境町地域公共交通活性化会議（仮称）」を設置します。

<主な取り組み>

- ・公共交通網の再編検討
- ・境町地域公共交通活性化会議（仮称）の設置



(高速バスの開通)

新駅設置及び茨城空港の利用促進

- ・本町を含む県西地域の更なる発展と地域住民の利便性向上に向け、東北新幹線の新駅及び東北本線の南古河駅設置実現、更には茨城空港の利活用促進に向け、関係機関との協議・連携を図ります。

<主な取り組み>

- ・期成同盟会による要望活動
- ・ホームページや広報紙等を活用した PR 活動の推進

1. 上水道

現況と課題

町民が安全で安定的に上水道を使うことは日常生活に深く係わっており、身近な社会基盤であります。

本町の上水道は、昭和60年から第3次拡張事業において上水道の1本化を図り、計画給水人口28,900人で1日最大9,900m³を目標に開始し、平成15年に県西広域水道用供給事業から6,200m³の契約水量により、平成29年度実績で給水人口23,616人・普及率97%となっています。今後は、受水費用の増加も視野に入れ水道料金の改定を検討する必要があります。

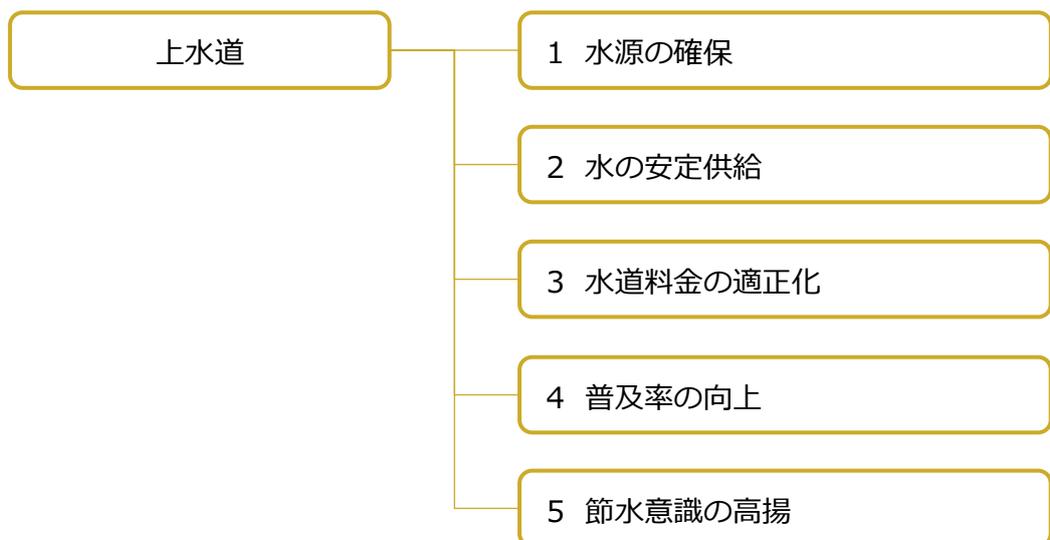
本町の水道事業は事業開始から43年が経過し、施設や管路の老朽化が進んでおり、計画的に更新していく必要があります。今後も安定的に供給を行うため老朽化した施設の整備と、維持管理体制の強化を図り災害に強い水道としていく必要があります。

「水」は限りある貴重な資源です。この認識のもと家庭・学校・地域において節水意識の高揚を促すために、広報等による節水の呼びかけや全国水道週間における懸垂幕、ポスター、広報紙への掲載や町内小学校児童の浄水場見学など啓発活動を引き続き進めていく必要があります。

基本目標

安全でおいしい水の安定供給を図るために水道施設の維持管理・整備を進めます。

施策の体系



施策の方向

水源の確保

- ・霞ヶ浦用水供給事業への参加を通じて、県水の受水による安定的水源の確保を図ります。
- ・県西地域広域的水道事業により、水需要の安定的水源の確保を図ります。

<主な取り組み>

- ・各井戸の許容範囲内での有効利用
- ・県西用水の水源の確保と安定供給

水の安定供給

- ・施設更新事業の年次計画に沿って、整備を促進します。
- ・24時間監視体制、浄水施設の再整備、定期点検及び改修工事を実施します。

<主な取り組み>

- ・施設更新事業の推進
- ・浄水施設の再整備

水道料金の適正化

- ・県水受水量の増加や施設更新事業等で、今後、水道事業経営が厳しくなることが予想されることから、水道料金の見直しを行い適正な料金体系を検討します。

<主な取り組み>

- ・水道料金体系の見直し

普及率の向上

- ・上水道の加入促進に努め、普及率の向上を図ります。

<主な取り組み>

- ・未加入者への周知、啓発活動

節水意識の高揚

- ・貴重な資源である水資源の有効活用を図るため、家庭・学校・地域での日常的な啓発活動や広報活動などで節水意識の高揚を町民に呼びかけます。

<主な取り組み>

- ・広報紙、懸垂幕、ポスター、防災無線などでの節水の呼びかけ



2. 下水道

現況と課題

下水道は、快適な町民生活を支える基盤施設であり、排水処理や雨水処理などにより衛生環境を維持し、浸水などから町民生活を守る重要な役割を果たしています。

本町では、利根左岸さしま流域下水道関連事業として、「境町公共下水道基本計画」を策定し、現在も整備が進められています。平成29年度末の水洗化率は、78.9%となっており、下水道施設の効率化や財政の健全化などから、水洗化率の向上に向けた取り組みを進めていく必要があります。

雨水対策として、豪雨による浸水被害軽減に向けて、市街地における浸水対策を進めていく必要があります。

農業集落排水事業については、既に4地区の供用が開始され適切な維持管理を行うとともに、接続率の更なる向上に努めていく必要があります。

基本目標

下水道施設の維持・整備を図り、快適な生活環境づくりを進めます。

施策の体系



施策の方向

公共下水道計画の見直し

- ・下水道整備の実施状況を勘案し、茨城県が策定した「利根川流域下水道整備総合計画」との整合を図るとともに、周辺集落や所管が異なる事業との調整を行い、効率性や経済性・地域制を考慮した基本計画の見直しを行います。

<主な取り組み>

- ・下水道基本計画の見直し

公共下水道共用開始区域内の水洗化促進

- ・下水道法による供用開始後「3年以内に水洗化にする義務」の通知や未水洗化世帯への個別訪問により水洗化の促進を図ります。
- ・排水設備工事費融資斡旋利子補給制度の利用促進を図ります。

<主な取り組み>

- ・水洗化の促進
- ・融資斡旋利子補給制度の活用

公共下水道第5期事業認可の整備促進

- ・公共水域の水質保全と公衆衛生の向上を図り、快適な生活環境を実現するため、第5期の事業認可区域の下水道整備を推進し、平成34年度末における公共下水道水洗化率90%以上を目標とします。

<主な取り組み>

- ・公共下水道の整備

公共下水道事業の推進（雨水対策）

- ・効率的な雨水排水及び災害防止の観点から、公共下水道中央1号雨水幹線の維持修繕を図りながら、補完機能施設の整備に努めます。

<主な取り組み>

- ・公共下水道雨水幹線の整備

利根左岸さしま流域下水道事業の整備促進

- ・平成13年度に、坂東市（旧猿島町）・古河市（旧三和町）が流域幹線と接続が完了し、流域内2市1町全てで供用が開始され、流域下水道の整備も順調に推移しているとともに、利根左岸さしま流域下水道事業の認可区域拡大に伴い、排水処理施設の増設計画を進めます。

<主な取り組み>

- ・水洗化率の向上

農業集落排水事業の推進

- ・第5地区（若林・百戸）について、事業化に向けた地域の取り組みを促進します。
- ・供用開始した地区の接続率向上を促進し、農村地域における水質浄化とともに、処理施設の適正な維持管理を図ります。

<主な取り組み>

- ・第5地区の整備
- ・接続率向上の促進

生活排水処理総合普及の推進

- ・公共下水道や農業集落排水事業、合併処理浄化槽をあわせた、生活排水処理総合普及率を高めます。

<主な取り組み>

- ・水洗化の促進



（排水機場）



（さしまアクアステーション）

3. 河川

現況と課題

本町を流れる河川は、利根川をはじめとして宮戸川、鶴戸川、染谷川の4河川が流下しており、特に染谷川流域については、集中豪雨による慢性的な家屋の浸水及び道路・農耕地の冠水などが頻発しており、被害を最小限に抑える迅速な対応と継続した河川改修を進めていく必要があります。

本町における利根川は、河岸のまちとして栄えていた本町の歴史を語るうえで重要な要素であることから、河川改修や治水・利水機能の向上を図るとともに、町民や来訪者のレクリエーションなど「水のふれあい拠点」として形成を図っていく必要があります。

基本目標

安全でうるおいのある河川空間を創造するため、町民とともに親しみやすい河川環境の整備を進めます。

施策の体系



施策の方向

河川整備の促進

- ・河川改修計画に基づき、河川の改修を推進します。
- ・災害時に正確な情報を収集・把握するとともに、迅速に情報発信できるシステムの整備を図ります。
- ・自然環境に配慮した護岸整備を進めます。
- ・豪雨時の冠水対策として、染谷川沿線に調節池を設置します。

<主な取り組み>

- ・染谷川の河川改修
- ・情報発信システムの構築

水辺環境の整備

- ・水のふれあい拠点としての形成を図ります。
- ・利根川の河川敷の有効活用を図ります。
- ・「川のまちネットワーク」などを通じて、広域的な観光情報などを発信します。

<主な取り組み>

- ・水のふれあい拠点の形成
- ・菜の花プロジェクトの推進
- ・観光情報の発信



(利根川河川敷)

4. 住宅

現況と課題

本町では、UターンやIターンなどを希望する人々に対する、良好な住宅を供給することが課題とされており、町内での民間開発を計画的に誘導していくとともに、陽光台地区や区域指定制度の適用を受けている地区などにおける、住宅・宅地の供給を進めるほか、市街化区域の未利用地の利用促進などを通じた良好な市街地形成を図ることで、総合的な定住環境の充実に努める必要があります。

本町の公的な住宅となる町営住宅は、老朽化した建物や耐震基準改正以前の建物もあることから、計画的な修繕をし耐震診断の検討を進める必要があります。

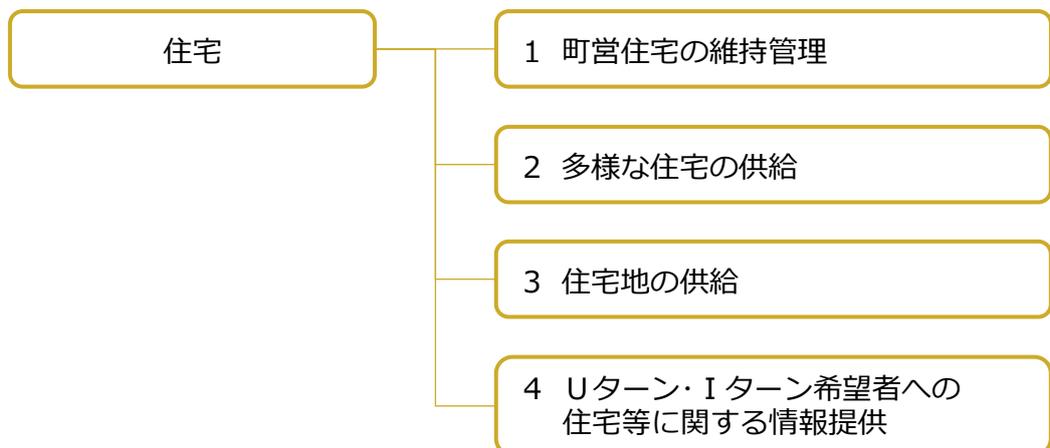
「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)」を活用し、民間のノウハウによる質の高いサービスの導入や町財政等の平準化等を図りつつ、主に町外に住む子育て世帯・新婚世帯の受け皿として定住促進住宅の建設、普及を進めます。

今後は、少子高齢化などの課題に対し、住環境の整備や住宅に関する情報提供を行うことで、子育て世帯などの新しい世代の移住・定住を促進していく必要があります。

基本目標

民間活力による新たな住宅・宅地の供給を進め、多様な町民ニーズに応じて、快適に暮らせる住環境づくりを進めます。

施策の体系



施策の方向

町営住宅の維持管理

- ・ 居住環境及び設備の改善に努めます。

<主な取り組み>

- ・ 長寿命化計画による改修の推進
- ・ 耐震診断の検討

多様な住宅の供給

- ・ 民間の住宅地整備への適正な指導・誘導を図ります。
- ・ 民間活力を活用し、新婚・子育て世帯や高齢者などが居住するための住宅の供給を図り、移住・定住を促進します。
- ・ 環境に配慮した省エネ住宅などの普及を促進します。

<主な取り組み>

- ・ 指導体制の充実
- ・ 地域優良賃貸住宅の整備の推進

住宅地の供給

- ・ 陽光台地区における、良好な住宅・宅地の供給を図ります。
- ・ 市街化区域の未利用地の利用を促進し、良好な市街地形成を進めます。

<主な取り組み>

- ・ 住宅・宅地の整備の促進
- ・ 市街化区域の未利用地の利用促進

U・I・J ターン希望者への住宅等に関する情報提供

- ・ ホームページなどを活用して、住宅や子育て支援制度等に関する情報をワンストップで得られる仕組みづくりを推進し、U・I・J ターン希望者への円滑な情報提供を図ることで、移住・定住の促進を図ります。

<主な取り組み>

- ・ 住宅等に関する情報提供



(地域優良賃貸住宅)

5. 公園・緑地

現況と課題

公園・緑地は、コミュニケーションやスポーツ・レクリエーション活動の場として、町民が身近に利用できる空間であり、町民生活にうるおいや安らぎを与えると同時に、地球温暖化防止などの役割を果たしており、災害時の避難場所ともなる重要な施設となっています。

本町における一人当たりの都市公園面積は 0.2 m²となっており、全国平均 10.3 m²、県平均 9.5 m²を大きく下回っていることから、都市公園の指定や整備を進めていく必要があります。

本町では、ふれあいの里やさくらの森パーク、さくらの丘公園、陽光台地区のけやき公園・はなのき公園のほか、農村公園や親水公園が整備され、町民の身近な公園として利用されています。今後も、町民の身近な憩いの場として利用することができるよう施設の維持管理を継続して対応していく必要があります。

今後の公園・緑地の整備にあたっては、ユニバーサルデザインや防災機能などに配慮した施設の整備に加え、地域の特性や利用者の要望に合わせた整備を進めるなど、町民から愛着や親しみの持てる公園・緑地づくりを進めていく必要があります。

基本目標

うるおいと安らぎのある美しい空間として、子どもから高齢者、障がい者まで、だれもが安心・安全に利用できる公園・緑地の整備を進めます。

施策の体系



施策の方向

公園の適正配置

- ・ 町民の要望に対応しながら、近隣公園などの適正配置に努めます。
- ・ 町全体の公園配置計画、防災機能を併せ持つ公園等の検討を進めます。
- ・ 都市公園とのすみ分けを検証し、必要に応じて増設の検討を進めます。

<主な取り組み>

- ・ 公園配置計画の策定
- ・ 公園の整備
- ・ 都市公園の増設の検討

公園の維持・管理

- ・ 草刈りや樹木の剪定、清掃など、公園の適切な維持管理に努めます。
- ・ 公園の遊具については、年1回以上の定期点検を実施し、利用者の安全確保に努めます。
- ・ 身近な公園については、町民と協働で維持管理を実施し、管理体制の充実に努めます。

<主な取り組み>

- ・ 定期的な除草作業
- ・ 年1回以上の遊具点検の実施
- ・ 町民による施設管理体制の充実

特色ある公園化の推進

- ・ 自然とのふれあい、グラウンド・ゴルフ場を中心としたスポーツ・レクリエーション拠点として、ふれあいの里の機能強化を検討します。

<主な取り組み>

- ・ ふれあいの里の機能強化



(グラウンド・ゴルフ場)



(さくらの森パーク)